

大阪市条例第19号

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）に基づく <u>副市長</u> 及び特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）の給料月額は、当分の間、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、副市長にあつてはその100分の14に相当する額、秘書にあつてはその100分の11.5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、特別職給与条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。	特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年大阪市条例第9号。以下「特別職給与条例」という。）に基づく <u>副市長、教育長、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員</u> （以下「常勤の監査委員」という。）及び特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）の給料月額は、当分の間、特別職給与条例別表の規定にかかわらず、同表に規定する額から、副市長にあつてはその100分の14に相当する額、 <u>教育長及び常勤の監査委員にあつてはその100分の10に相当する額</u> 、秘書にあつてはその100分の11.5に相当する額をそれぞれ減じた額とする。ただし、特別職給与条例第4条第1項の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。